

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）

「企業年金等の健全な育成を図ること」について

平成22年8月

年金局企業年金国民年金基金課(中村博治課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること			
施策大目標分野	1	2	3
	老後の所得保障	高齢者雇用就業	健康・生きがいづくり、介護保険

施策中目標

1	国民に信頼される公的年金制度の構築
2	公的年金制度の信頼を確保するため、適正な事業運営を図ること
3	企業年金等の健全な育成を図ること
4	企業年金等の適正な運営を図ること

【政策体系（文章）】

基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

施策中目標3 企業年金等の健全な育成を図ること

（関連施策）

「企業年金等の適正な運営を図ること」（IX－1－4）は、企業年金制度等において、加入者に対する年金等を確実に支給するなど適正な制度運営を行うことで、企業年金制度に対する信頼を確保し、企業年金等の普及・促進につなげていくという点で、本施策と関連しています。

（予算書との関係）

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

（項）企業年金等普及促進費（一部）

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標） 企業年金制度等の健全な育成を図ること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	－	－	27	31	25
（決算額）（百万円）				（14）	－

注）平成20年度以降予算上の項の組み替えがあったため、それ以降を記載しています。

平成20年度の決算額については、項「企業年金等普及促進費」で計上したため、それ以降を記載しています。

3. 施策を取り巻く環境 — 評価の前提

（1）施策の枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）

○ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

厚生年金基金制度は、企業が厚生年金基金という公法人を設立し、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給するとともに、企業の実情に応じて独自の上乗せ給付を行うことにより、従業員により手厚い老後保障を行うことを目的としています。生活水準の向上や経済・投資環境の変化などを踏まえ、制度の充実・改善が図られてきましたが、確定給付企業年金法の制定により、代行部分を国に返し（代行返上）、確定給付企業年金へ移行することも認められるようになってきました。

○ 国民年金法（昭和34年法律111号）

国民年金基金制度は、自営業者等の第1号被保険者が、国民年金に加え、所得等に応じて加入口数や給付の型を自らが選択することにより、老後の所得保障の充実を図ることを目的としています。国民年金しかない自営業者等と、国民年金に上乗せして厚生年金・厚生年金基金等のあるサラリーマンとの格差を是正する観点から、国民年金の上乗せ給付を行う仕組みとなっています。

○ 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）

確定給付企業年金制度は、厚生年金基金と異なり、国の厚生年金の代行を行わず、上乗せの年金給付のみを行う仕組みです。厚生年金基金制度は、代行給付があるために終身年金を原則とする等の制約があり、また、近年の資産運用環境の悪化等により財政状況が大変厳しいものとなったことから、代行を行わず、労使の自主性を尊重しつつ、受給権の保護等を確保した企業年金制度として、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援することを目的としています。

○ 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用益との合計額をもとに将来の給付額が決定される仕組みです。従来の確定給付型の企業年金に加えて、新たな選択肢として、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化、雇用の流動化等の社会経済情勢の変化に十分に対応し、老後の生活への備えを一層安定したものとするを目的としています。厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

（2）現状分析（施策の必要性）

○企業年金等（注）は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期における所得確保を図るための制度です。

（注）本施策中目標では、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定給付企業年金、国民年金基金の4種類を指しています。

○少子高齢化が進展する現在の状況においては、国民の自主的な努力を国として支援することも非常に重要です。国民の老後の所得保障の多様なニーズに応える企業年金等の役割は、今後益々増していくものと考えており、その改善を進め、制度の健全な育成を図っていくことは非常に重要であります。

○こうした観点から、日頃から関係者と意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、必要な制度改善に努めているところですが、本年度は更に法律改正による制度改善を目指して、改正法案の提案（継続審議中）を行いました。

○具体的には、確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度（平成13年創設）について施行状況を検証し、関係者からの更なる制度改善の要望も聴取した上で、平成19年及び平成21年に、確定拠出年金における加入資格年齢の引上げ、従業員拠出（マッチング拠出）を可能とする等の制度

改善を盛り込んだ法案を国会に提出しました。（「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」・「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」）

○これらの法案はいずれも審議未了により廃案となりましたが、企業年金制度の改善を求める声は大きく、引き続き企業年金等の普及促進を図る必要があることから、平成22年に再度、同様の内容を盛り込んだ「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」（継続審議中）を第174回国会に提出しました。

（3）施策実施上の留意事項（総務省、会計検査院等による指摘）

○特に無し。

4. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。施策小目標ごとの詳細な評価は、5.を参照下さい。

（指標・目標値）企業年金等の加入者数・1,656万人（平成22年度末）

制度改善に係る企画立案状況・必要な制度改善

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	企業年金等の加入者数 (1,539万人／平成21年度末 1,656万人／平成22年度末)	1167万人	1248万人	1,329万人	1,419万人	1,517万人
達成率		70.5%	75.4%	80.3%	85.7%	91.6%
2	制度の改善に係る企画立案状況	－	－	－	－	－
【調査名・資料出所、備考等】 生命保険協会・信託協会・JA共済連 「企業年金の受託概況」 国民年金基金連合会「国民年金基金の概要」 厚生労働省調べ（業務報告書）						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	確定給付企業年金の加入者数	384万人	430万人	506万人	570万人	647万人

2	確定拠出年金の加入者数	180万人	227万人	280万人	321万人	352万人
3	厚生年金基金の加入者数	531万人	522万人	478万人	466万人	460万人
4	国民年金基金の加入者数	73万人	69万人	65万人	61万人	58万人
5	確定給付企業年金の規約件数	1430	1940	3099	5008	7405
6	企業型確定拠出年金の規約件数	1866	2313	2710	3043	3301
<p>【調査名・資料出所、備考等】 生命保険協会・信託協会・JA共済連 「企業年金の受託概況」 国民年金基金連合会「国民年金基金の概要」 厚生労働省調べ(業務報告書)</p>						

(指標の分析：有効性の評価)

○指標として設定している企業年金等の加入者数については、毎年徐々に増加傾向にあります。

→ 企業年金の対象者は全体として徐々に、しかし着実に増えており、企業年金に加入することによって、企業又は従業員の自主的な努力により、老後の所得確保が図られている者は増加していると言えることから、「老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること」に対し、本施策は有効であると考えられます。

※ 増加要因として、確定給付企業年金及び確定拠出年金の加入者数が、制度創設以来、順調に増加していることが挙げられます。特に、確定給付企業年金については、平成24年3月末に廃止が決定している適格退職年金からの移行や、厚生年金基金の代行返上（国の代わりに給付している厚生年金部分を国に返還し、代行部分のない確定給付企業年金になること）により、近年、その増加幅が増しているものと考えられます。

※ 国民年金基金については、就業構造の変化や厳しい社会経済状況等により、加入者数は減少傾向にあり、今後とも制度の安定的な運営を図るための取組が必要です。

(効率性の評価)

○国費の負担増を伴う方法によるのではなく、企業年金等の制度改善を行うことで、事業主や従業員にとって魅力的な制度を用意し、実施・加入してもらい事業主や従業員の老後の所得確保に向けた自主的な努力を促すことにより、国民の老後の所得保障の充実を図るという目的を果たしており、本施策は効率的であると考えられます。

(今後の方向性)

○今後、現在国会において提出している「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」が成立した場合には、迅速かつ的確に施行準備を進めるとともに、引き続き関係者からの意見を聴取しつつ、更なる制度改善に努めてまいります。

5. 評価と今後の方向性（施策小目標ごと）

施策小目標ごとの評価と今後の方向性は次のとおりです。指標・目標値の動きは別図を参照下さい。また、個別の事業ごとの評価は別表を参照下さい。指標の出典等は9. 参考を参照下さい。

（1）施策小目標1「企業年金制度等の健全な育成を図ること」関係

（指標・目標値） 企業年金等の加入者数・1,656万人（平成22年度末）
制度改善に係る企画立案状況・必要な制度改善

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	企業年金等の加入者数 （1,539万人／平成21年度末 1,656万人／平成22年度末） ※施策中目標の指標1と同じ	1167万人	1248万人	1,329万人	1,419万人	1,517万人
達成率		69.3%	74.1%	78.9%	84.2%	91.6%
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
2	制度の改善に係る企画立案状況	—	—	—	—	—
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】 生命保険協会・信託協会・JA共済連 「企業年金の受託概況」 国民年金基金連合会「国民年金基金の概要」 厚生労働省調べ（業務報告書）						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	確定給付企業年金の加入者数	384万人	430万人	506万人	570万人	647万人
2	確定拠出年金の加入者数	180万人	227万人	280万人	321万人	352万人
3	厚生年金基金の加入者数	531万人	522万人	478万人	466万人	460万人
4	国民年金基金の加入者数	73万人	69万人	65万人	61万人	58万人
5	確定給付企業年金の規約件数	1430	1940	3099	5008	7405
6	企業型確定拠出年金の規約件数	1866	2313	2710	3043	3301
【調査名・資料出所、備考等】 生命保険協会・信託協会・JA共済連 「企業年金の受託概況」 国民年金基金連合会「国民年金基金の概要」						

厚生労働省調べ(業務報告書)

(事務事業等の概要)

- 本事業は、企業年金等の制度改善を行うことにより、企業年金等の健全な育成を図るものです。
- 企業年金等の健全な育成を図る施策として、平成21年度は主に以下の制度改善を行いました。
 - ①確定拠出年金制度について、関係政令を改正し、掛金の拠出限度額を引き上げたこと。
 - ②平成24年3月末で廃止される適格退職年金から企業年金への円滑な移行を図るため、「適格退職年金の企業年金への移行支援本部」を立ち上げ、早期移行の必要性・移行の選択肢等を周知するとともに、移行先である企業年金における規約変更手続きの簡素化を行ったこと。
 - ③厳しい経済情勢にある企業年金の財政運営の弾力化措置として、積立不足が生じている場合に、法令に基づき引き上げることとされている掛金について、財政が長期的に安定するための構造改革等を盛り込んだ長期運営計画を策定すること等を条件に、当該掛金の引上げを最長2年間猶予すること等を可能とし、母体企業の経営に配慮した措置を講じたこと。
- こうした制度改善により、現在企業年金を実施している事業所において、引き続き企業年金が実施されるとともに、新たに実施する事業主も増えたことから、指標として設定している加入者数は増加しており、本施策は有効といえます。

(評価と今後の方向性)

- 今後、現在国会において提出している「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(年金確保支援法案)」(継続審議中)が成立した場合には、迅速かつ的確に施行準備を進めるとともに、引き続き関係者からの意見を聴取しつつ、更なる制度改善に努めてまいります。
- また、廃止期限(平成24年3月末)まで2年を切った適格退職年金については、他の企業年金へ円滑に移行し、引き続き企業年金として実施して頂くために、特に主な移行先である確定給付企業年金において、厚生労働省による審査の迅速化等の更なる改善を図ってまいります。

6. 施策の随時の見直し－現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行っており、そのうち主なものは以下のとおりです。

月	件名	内容	その後の対応
随時	企業年金関係者との意見交換	制度の現状や実務等の問題点や疑問等を聴取している。	第174回国会に提出した「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」に反映。
随時	厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の分析	対応状況を、毎週記者発表し、HPに掲載している。	厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の分析。

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

企業年金等に係る特別法人税について課税撤廃を求める等の税制改正要望を検討します。

(3) 機構・定員について

企業年金制度の企画・審査業務の充実・改善を図るため必要な人員の確保について検討します。

(4) 指標の見直しについて

特になし。

8. 有識者の知見の活用について

本評価書は、原案を上智大学の森戸英幸教授にご覧頂き、その際に頂いたご指摘を踏まえ、作成しています。

なお、頂いた主なご指摘としては、以下の通りです。

- ①老後の所得保障の充実を図っていく上で、企業年金等に限らず退職金制度、中小企業退職金共済等、他の施策も含め、体系的・総合的に考えていくべき。
- ②本施策中目標の指標・目標値とされている企業年金等の加入者数は、老後の所得保障の充実を考える上で、1つの指標ではあるが、企業年金の内容・額等は各企業によって様々であり、今後は質的な面での評価も加味しうる指標の作成を期待する。
- ③特に、平成23年度末には、適格退職年金の廃止期限が迫っており、適年廃止後の指標のあり方については、今後検討が必要である。
- ④なお、現状分析等の面で、自営業者等のための制度である国民年金基金についても記載すべき。

9. 参考

本評価書中で引用した各種のデータ・情報等は以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

3 (2) 関係

○企業年金等の制度概要について

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kigyounenkin.html>)

○「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」(第166回国会提出(審議未了廃案))の案文等

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/166.html>)

○「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」(第171回国会提出(審議未了廃案))の案文等

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/171.html>)

○「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(年金確保支援法案)」(国会提出中)の案文等

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/174.html>)

4 関係

○確定拠出年金の加入者数及び規約数について

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/kiyakusu.html>)

○厚生年金基金、確定給付企業年金の加入者数について

(信託協会・生保協会・JA 共済連の HP)

(http://www.ja-kyosai.or.jp/about/press_nendo/2010/20100526/files/gaikyo.pdf)

○国民年金基金の加入者数について (国民年金基金・国民年金基金連合会の HP)

(<http://www.npfa.or.jp/jigyo/index.html>)

5 関係

○適格退職年金の企業年金への移行支援本部

(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/01/s0109-2.html>)

6 関係

○厚生労働省に寄せられた意見・苦情の分析 (毎週記者発表)

(http://www.mhlw.go.jp/iken/bosyu_voice.html)

10. 添付資料等一覧

本評価書の添付資料は以下のとおりです。

別表1－1 「企業年金制度基本構想調査研究事業」 (事業評価シート)

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】				
基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること											
IX-1-1	年金局総務課(課長: 古都賢一)	IX-1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	IX-1-1 国民に信頼される公的年金制度の構築		< 施策中目標に係る指標 >						
					1	所得把握調査・海外調査の実施状況	平成22年度中に調査を実施、調査内容を整理・分析。	-			
					2	制度の改善に向けた企画立案状況	必要な制度改正	年金確保支援法案を国会に提出(平成21年度)			
								3	社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数	1カ国以上/毎年度	3カ国(21年度)【300%】
			施策小目標1 新しい年金制度の制度設計を着実に進める	・新しい年金制度の制度設計に向けた情報収集及びシステム開発の準備	< 施策小目標に係る指標 >						
					所得把握調査・海外調査の実施状況 ※施策中目標に係る指標1と同じ	平成22年度中に調査を実施、調査内容を整理・分析。	-				
					財政計算システムの開発状況	平成22年度末までに概算システムの作成と新制度の検討に必要な年金額分布推計を行うためのシステムの基本設計を行う	-				
			施策小目標2 現行の公的年金制度の改善	・公的年金制度の改善に必要な制度面・運用面での点検と見直し ・公的年金各制度の財政状況の報告聴取事業 ・平成21年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証事業	< 施策小目標に係る指標 >						
					制度の改善に向けた企画・立案状況 ※施策中目標に係る指標2と同じ	必要な制度改正	年金確保支援法案を国会に提出(平成21年度)				
					年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討状況	年金積立金管理運用独立行政法人の第二期中期目標の策定、中期計画の認可/平成21年度 「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」における検討について平成22年年央をメドに中間とりまとめ、平成22年中をメドにとりまとめ(予定)/平成22年度	年金積立金管理運用独立行政法人の第二期中期目標の策定、中期計画の認可/平成21年度 「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」における検討について平成22年年央に中間とりまとめ/平成22年度				
施策小目標3 国際化の進展への対応を図ること	・年金通算協定事業の推進 ・外国人に係る年金制度の企画・立案 ・外国の年金制度に関する調査・研究	< 施策小目標に係る指標 >									
		社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数 ※施策中目標に係る指標3と同じ	1カ国以上/毎年度	3カ国(21年度)【300%】							
評価予定表					備考						
			19	20	21	22	23				
			実績【重】	実績【重】	実績	モニ	実績				

①施策目標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】										
基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること																	
IX-1-2	年金局事業企画課 (課長：宮本真司)	IX-1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	IX-1-2 公的年金制度の信頼を確保するため、適正な事業運営を図ること		＜施策中目標に係る指標＞												
					1 年金記録問題への対応状況	平成25年度までにできる限りの取組を進める。	—										
					2 日本年金機構法（平成19年法律第109号）第33条第1項の規定に基づく中期目標に掲げる事項の進捗状況	中期目標に掲げる事項の取組を進める。	—										
	施策小目標1：年金局事業管理課（課長：橋本泰宏）		施策小目標1 年金記録問題の解決に向けた取組を着実に進めること（日本年金機構が実施する公的年金制度の運営に関する評価については、日本年金機構法に基づき厚生労働大臣が行う業務実績評価によるものとする。）	・公的年金制度所管省との連携 ・日本年金機構への監督・支援、機構との連携	＜施策小目標に係る指標＞												
					年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明の状況	未解明事案について実態解明を進めるため、各種サンプル調査等を実施する。	—										
					基礎年金番号に未統合になっている記録の統合や解明の状況	「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業を進める。	—										
					受給者・加入者の年金記録の確認の状況	受給者・加入者の年金記録について、「ねんきん特別便」等による確認作業を行う。	—										
					紙台帳検索システムによるコンピュータ記録と紙台帳の突合せの状況	平成22年度中に紙台帳検索システムを構築し、当該システムを用いて、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せを、優先順位をつけた上で効率的に実施し、一期4年で全件照合する。	—										
					年金記録の訂正や再裁定後の年金の支給の処理状況	年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備する。	—										
					標準報酬等の遡及訂正事案についての実態解明や記録回復の状況	一定の条件を満たす場合には年金事務所段階での記録回復を進める。	—										
					ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる加入者情報の提供の状況	「ねんきん定期便」を実施するほか、自分の年金記録を常に確認可能とする仕組みを構築する。	—										
	施策小目標2：年金局事業管理課（課長：橋本泰宏）		施策小目標2 公的年金制度の適正な事業運営を図ること（日本年金機構が実施する公的年金制度の運営に関する評価については、日本年金機構法に基づき厚生労働大臣が行う業務実績評価によるものとする。）		＜施策小目標に係る指標＞												
					国民年金の適用の状況	20歳到達者について職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進する。	—										
					厚生年金保険等の適用の状況	重点的加入指導等について、できるだけ早い時期に平成18年度の実績水準の回復を目指す。	重点的加入指導実施事業所数 1,652事業所 (平成20年度)										
					国民年金の納付率の状況	低下傾向に歯止めをかけ、回復させる。	国民年金の現年度納付率62.1% (平成20年度)										
					厚生年金保険等の徴収の状況	厚生年金保険等の保険料収納に係る口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保する。	口座振替実施率（厚生年金保険） 81.9% (平成20年度)										
					年金給付事務の所要日数の目標（「サービススタンダード」）の達成の状況	毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定したサービススタンダードについて、最終年度において当該達成率を90%以上とする。	(例) 老齢厚生年金（加入状況の再確認を要するもの）のサービススタンダードの達成率76.1% (平成20年度)										
					年金相談の実施状況	待ち時間短縮のための取組を進める。	—										
					お客様の声を反映したサービス改善策の実施の状況	各年金事務所に「ご意見箱」を設置するなど、具体的なサービス改善の取組を進める。	—										
					社会保険関係の主要手続に係るオンライン利用率	平成23年度末においてオンライン利用率65%を目指す。	(例) 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 46% (平成20年度)										
				評価予定表	備考												
					<table border="1"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>			19	20	21	22	23	—	—	—	モニ	モニ
19	20	21	22	23													
—	—	—	モニ	モニ													

①施策目標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】	
基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること								
IX-1-3	年金局企業年金国民年金基金課(課長:中村博治)	IX-1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	IX-1-3 企業年金等の健全な育成を図ること		＜施策中目標に係る指標＞			
					1	企業年金等の加入者数	1,539万人 (平成21年度末) 1,685万人 (平成22年度末)	1,419万人 (平成20年度末)
			施策小目標1	企業年金制度等の健全な育成を図ること	・企業年金の制度改善事業 ・退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止	＜施策小目標に係る指標＞		
				企業年金等の加入者数 ※施策中目標に係る指標1と同じ	1,539万人 (平成21年度末) 1,685万人 (平成22年度末)	1,419万人 (平成20年度末)		
		制度の改善に係る企画立案状況	必要な制度改正	年金確保支援法案を国会に提出 (平成21年度)				
評価予定表					備考			
			19	20	21	22	23	
			モニ	実績	モニ	実績	モニ	

①施策目標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】										
基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること																	
IX-1-4	年金局企業年金国民年金基金課 (課長：中村博治)	IX-1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	IX-1-4 企業年金等の適正な運営を図ること		<施策中目標に係る指標>			19.4% (平成20年度末) 厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会における値の合計値									
					1	受給権者に占める未請求者の割合	前年度以下の割合/ 毎年度										
			施策小目標1	企業年金制度等の適正な運営を図ること	・企業年金等適正運営事業	<施策小目標に係る指標>			19.4% (平成20年度末) 厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会における値の合計値								
			受給権者に占める未請求者の割合 ※施策中目標に係る指標1と同じ	前年度以下の割合/ 毎年度													
評価予定表					備考												
<table border="1"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					19	20	21	22	23	モニ	実績	モニ	実績	モニ			
19	20	21	22	23													
モニ	実績	モニ	実績	モニ													

政策評価体系上の位置付、通し番号		IX-1-3-(1)			
事業評価シート					
予算事業名	企業年金制度基本構想調査研究事業	事業開始年度	平成18年度		
担当部局・課室名 作成責任者	年金局 企業年金国民年金基金課 (課長 中村 博治)				
根拠法令(具体的な条文(〇条〇項など)も記載)	確定給付企業年金法附則第6条、確定拠出年金法附則第4条				
関係する通知、計画等					
予算体系	(項)企業年金等普及促進費 (大事項)企業年金等の制度の企画に必要な経費 (目)企業年金制度基本構想調査研究費				
実施方法	■直接実施				
	□業務委託等(委託先等:)				
	□補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:)				
	□貸付(貸付先:) □その他()				
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数 / 非常勤役員数		
	職員総数	内、官庁OB	役員報酬総額		
	積立金等の額	内訳	今後の活用計画		
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	企業年金制度について、民間の有識者を交え、制度として改善すべき点及び方向性等を検討する場を設け、その検討結果を踏まえ、必要に応じて制度改革を行うことにより企業年金制度の健全な育成を図るもの。			
	対象 (誰/何を対象に)	確定拠出年金、確定給付企業年金を中心とした企業年金制度全般について検討を行うもの。 ＜参考(研究事項)＞ ①諸外国の年金制度・改革における公的年金・私的年金の役割分担(企業年金の位置づけ) ②企業年金の意義・水準等に関する理論的整理(法学・経済学の知見) ③確定給付と確定拠出の関係(運用や会計基準など財政リスクへの対応) ④受給権保護とガバナンスのあり方(OECD ガイドラインを含む) 等			
	事業/制度内容 (手段、手法など)	平成18年、確定拠出年金法及び確定給付企業年金法について施行状況の検証等を行うことを目的として企業年金関係者、学識経験者をメンバーとした「企業年金研究会」を設置し、10回に及ぶ議論の結果として、平成19年7月に「企業年金制度の施行状況の検証結果」が取りまとめられ、制度として改善すべき点及び方向性等が示された。 この検証結果の中には、引き続き議論をすることとされた検討事項もあり、また企業年金制度においては、平成22年度末に特別法人税の凍結期限、平成23年度末に適格退職年金の廃止期限が来ることとともに、平成25年に法案提出予定の新年金制度の創設の議論に伴って、新しい企業年金制度の検討を行う必要があるため、老後保障全般に及ぶ広範な視野で研究していくことを目的として、平成21年に「企業年金政策研究会」を設置している。 ＜企業年金政策研究会メンバー＞ 石田 成則 山口大学経済学部 教授 臼杵 政治 ニッセイ基礎研究所年金フォーラム主席研究員 小野 正昭 みずほ年金研究所 年金研究部 部長 菊池 馨実 早稲田大学法学部 教授 駒村 康平 慶応義塾大学 経済学部 教授 篠原 淳子 日本労働組合総連合会 生活福祉局長 島崎 謙治 政策研究大学院大学 教授 高瀬 賢三 日本経済団体連合会(東京電力株式会社 労務人事部長) 嵩 さやか 東北大学法学部 准教授 野村 亜紀子 野村資本市場研究所 研究部主任研究員 藤井 康行 日本年金数理人会 理事(住友信託銀行 年金研究センター制度研究部長) ◎森戸 英幸 上智大学法学部 教授 (注) ◎は座長(敬称略)			
コスト	平成22年度予算額		人件費		
	事業費	2 百万円	職員構成		
	人件費	百万円	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		
総計	2 百万円	担当正職員	千円	従事職員数	人
			臨時職員他	千円	人
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額		
	H19(決算額)	—			
	H19(決算上の不用額)	—			
	H20(決算額)	2			
	H20(決算上の不用額)	0			
	H21(予算(補正込))	8			
	H21(決算見込)	2			
H22予算	2				
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	諸謝金	0.8百万円			
	委員等旅費	0.2百万円			
	庁費	0.6百万円			

政策評価体系上の位置付、通し番号		IX-1-3-(1)				
事業評価シート						
予算事業名		企業年金制度基本構想調査研究事業		事業開始年度	平成18年度	
担当部局・課室名 作成責任者		年金局 企業年金国民年金基金課 (課長 中村 博治)				
事業/制度の 必要性		企業年金制度について改善すべき点及び今後の方向性等を検討していくにあたり、国民や関係団体からの制度改善の要望を聴取することに加え、民間の有識者の方々からもご意見を頂くことで、総合的な観点から、積極的・優先的に取り組むべき事項を決定することができ、より効果的な制度改善につながる。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		—				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		—				
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		企業年金研究会及び企業年金政策研究会の実施回数	回	5	4	2
	予算執行率		%	—	80.7%	11.9%
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		企業年金制度の改善		—	—	—
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		平成19年に企業年金研究会において取りまとめられた「企業年金制度の施行状況の検証結果」において、企業型確定拠出年金における加入資格年齢の引上げや個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の導入等の必要性について報告され、こうした結果等を踏まえ、平成19年及び平成21年に国会に法案を提出した。（「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」、「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」） 本法案は審議未了により廃案となったが、企業年金制度の改善を求める声は大きく、引き続き企業年金等の健全な育成を図る必要があることから、平成21年度に再度、同内容を盛り込んだ「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」を第174回国会に提出した。（継続審議中）				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	引き続き、必要に応じて研究会等を開催し、制度の改善について検討していく。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)						
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業 等)		<企業年金研究会の実施状況（平成18年～20年）> 第1回 平成18年10月10日 第2回 平成18年11月06日 第3回 平成18年11月27日 第4回 平成19年01月24日 第5回 平成19年02月16日 第6回 平成19年02月26日 第7回 平成19年03月09日 第8回 平成19年04月27日 第9回 平成19年06月26日 第10回 平成19年07月10日 第11回 平成19年11月15日 第12回 平成19年12月28日 第13回 平成20年06月27日 第14回 平成20年10月21日 <企業年金政策研究会（平成21年～）> 第1回 平成21年02月18日 第2回 平成21年03月31日 第3回 平成21年06月26日 第4回 平成21年09月10日				